

# 保証 だより

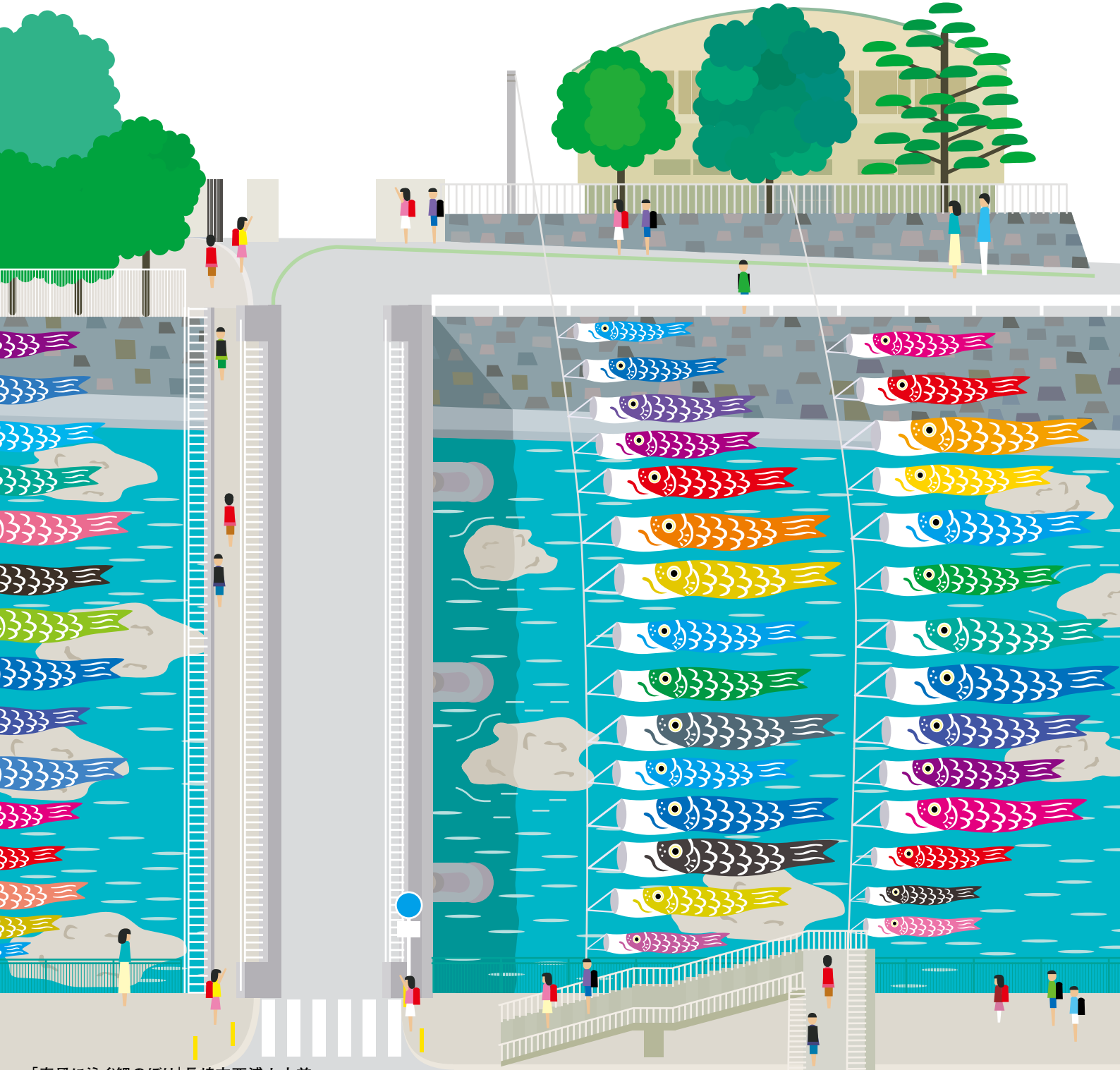
2024

Spring

Vol.92

保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする保証の取扱い開始について  
制度創設・改正・廃止のご案内  
令和5年度 中小企業支援推進キャンペーン(年間)の結果について  
令和5年度 下期中小企業支援推進キャンペーン感謝状贈呈店舗  
令和6年度 上期中小企業支援推進キャンペーンのお知らせ  
中期事業計画 令和6年度～令和8年度  
令和6年度 経営計画  
INFORMATION  
令和5年度 業務概況  
職員配置図  
組織・事務分掌


 NAGASAKI GUARANTEE  
長崎県信用保証協会



「春風に泳ぐ鯉のぼり」長崎市西浦上小前

## CONTENTS

● 保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする保証の取扱い開始について	2
● 制度創設・改正・廃止のご案内	3
● 令和5年度 中小企業支援推進キャンペーン(年間)の結果について	6
● 令和5年度 下期中小企業支援推進キャンペーン感謝状贈呈店舗	9
● 令和6年度 上期中小企業支援推進キャンペーンのお知らせ	11
● 中期事業計画 令和6年度～令和8年度	12
● 令和6年度 経営計画	14
● INFORMATION	17
■ ポストコロナに向けて経営を後押しする保証制度一覧	
■ 長崎県および県内金融機関・支援機関と「事業承継の促進に関する協定」を締結しました	
■ 当協会のホームページを一部リニューアルしました。	
■ マイナビ就職セミナー合同会社説明会にブースを出展しました	
■ 新入職員のご紹介	
● 令和5年度 業務概況	23
● 職員配置図	31
● 組織・事務分掌	32



私たちは  
お客さまとのふれあいを大切にし  
信頼に応えます

# 保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする保証の取扱い開始について

令和6年3月15日より、保証制度に関わらず、一定の要件を満たす場合において、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択できる「事業者選択型経営者保証非提供制度（通称：横断的制度）」の取扱いを開始しました。

これにより、従来の「経営者保証を不要とする取扱い」の要件を満たさない場合であっても、本制度の要件を満たせば、経営者保証を提供せずに保証を受けることができます。概要は下記をご覧ください。また、当協会ホームページでもご紹介しておりますので、併せてご覧ください。

※金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

当協会ホームページ「経営者保証を不要とする保証の取扱いについて」

URL:<https://cgc-nagasaki.or.jp/system/system06/>



## 【事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）】の概要

制 度 名	事業者選択型経営者保証非提供制度
申 込 人 資 格 要 件	次の(1)～(5)をすべて満たす法人※ (1)過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2)直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (3)次のいずれかを満たすこと ①直前決算において債務超過でない ②直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない (4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと (5)保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること ※法人の設立後最初の事業年度（設立事業年度）の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません
保 証 料 率	所定の信用保証料率に+0.25%または+0.45%（上乗せ）
必 要 書 類	通常の申込書類に加えて「事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書」が必要となります
保 証 限 度 額 / 対 象 資 金 / 返 済 方 法 / 保 証 期 間 など	個別の保証制度の定めによります



# 制度創設・改正・廃止のご案内

以下の保証制度を創設・改正・廃止（創設4、改正16、廃止1）しました。

## 【創設】

### 1. 全国統一制度

#### (1) 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（略称：事業者選択型（国補助制度））

事業者選択型経営者保証非提供制度の創設を踏まえ、当該制度を利用する中小企業者が負担する信用保証料の一部を国が補助することにより、経営者保証に依存しない融資慣行の確立をさらに加速し、もって中小企業者の事業の発展に資することを目的とした制度です。

保証の対象 (資格要件)	P2の「事業者選択型経営者保証非提供制度」と同じ		
保証限度額	8,000万円	対象資金	運転資金、設備資金
保証期間	10年以内(据置期間1年以内) 一括返済の場合は1年以内	返済方法	分割返済または一括返済
融資利率	金融機関所定利率	保証料率	基準料率(0.45%~1.90%※) +0.25%または0.45%(上乗せ)
申込先	金融機関	担保	不要
保証人	不要		
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記保証料率に申込時期に応じた保証料率割引があります</li> <li>令和6年3月15日~令和7年3月31日 0.15%</li> <li>令和7年4月1日~令和8年3月31日 0.10%</li> <li>令和8年4月1日~令和9年3月31日 0.05%</li> <li>・取扱いは令和9年3月31日までに当協会が保証申込を受け付けたものまで</li> </ul>		

※責任共有制度対象の場合

#### (2) プロパー融資借換特別保証制度（略称：プロパー借換）

金融機関に対して経営者保証を提供した既往のプロパー融資について、金融機関において経営者保証を解除する意向はあるものの、その全部について解除することが困難な場合等において、一定の要件を満たすことを条件として、経営者保証を提供しない本制度への借換えを認めることにより、経営者保証に依存しない融資慣行の確立をさらに加速させ、もって中小企業者の事業の発展の促進を図ることを目的とした保証制度です。

保証の対象 (資格要件)	申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、次の①から④までに定める全ての要件を満たす法人である中小企業者 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと		
保証限度額	2億8,000万円	対象資金	経営者保証を提供している申込金融機関のプロパー融資の返済資金
保証期間	10年以内(据置期間1年以内) 一括返済の場合は1年以内	返済方法	分割返済または一括返済
融資利率	金融機関所定利率	保証料率	0.45%~1.90%
申込先	金融機関	担保	必要に応じて
保証人	不要		
備考	・所定の「財務要件等確認書」と「借換債務等確認書」の提出が必要となります		

## 2. 県制度

### (1) 長崎県スタートアップ創出促進保証制度（略称：県SSS）

県内において新たに事業を開始しようとする者及び県内で創業後一定期間未滿の中小企業者に対する、国の全国統一制度の対象であるスタートアップ創出促進保証制度に準じた保証制度により、県内における創業を積極的に支援することを目的とした保証制度です。

保証の対象 (資格要件)	県内に住所を有し、県税を完納している方で、次のいずれかに該当する創業者（主な対象を掲載） ①事業を営んでいない個人であって、2月以内（一部例外あり）に新たに会社を設立し、その会社で事業を開始する具体的計画を有すること ②事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないこと このほか、分社化や事業譲渡に伴い会社を設立した場合なども対象となる可能性があります（詳細はお問合せください） ※保証申込受付時点において税務申告1期を未終了の創業者にあつては創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です		
保証限度額	3,500万円	対象資金	運転資金、設備資金
保証期間	7年以内（据置期間1年以内） 10年以内（据置期間1年以内）	返済方法	均等分割返済
融資利率	1.65%	保証料率	0.60%
申込先	金融機関	担保	不要
保証人	不要		
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創業計画書（スタートアップ創出促進保証用）、県税の納税証明書が必要となります</li> <li>・融資を受けた創業者は会社を設立して3年目および5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、金融機関に「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の提出が必要となります</li> </ul>		

### (2) 長崎県再生支援資金保証（感染症対応型）制度（略称：県再生支援（感染症））

厳しい経営状況にあるものの、計画を策定し事業の再生に真面目に努力している県内中小企業者に対し、資金調達の円滑化を図り、金融機関等と協調し事業再生の取り組みを支援することを目的とした保証制度です。

保証の対象 (資格要件)	次の機関等の指導または助言を受けて作成された再生計画等に従って事業再生を行う中小企業者（主な機関等を抜粋） <b>【機関等】</b> ・中小企業基盤整備機構 ・中小企業活性化協議会 ・整理回収機構 ・地域経済活性化支援機構 ・信用保証協会による経営サポート会議 <b>【準則（ガイドライン）】</b> ・私的整理に関するガイドライン ・中小企業の事業再生等に関するガイドライン ・自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン		
保証限度額	5,000万円	対象資金	運転資金、設備資金
保証期間	15年以内（据置期間1年以内） 一括返済の場合は1年以内	返済方法	分割返済または一括返済
融資利率	1.80%以内	保証料率	0% (国と県の補助による)
申込先	金融機関、保証協会	担保	必要に応じて
保証人	必要となる場合があります		
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業再生計画、県税の納税証明書の提出が必要となります</li> <li>・取扱期間の定めがあります（令和6年4月1日時点での期限は令和6年6月30日まで）</li> </ul>		



## 【改正】

### 1. 取扱期間の延長に伴う改正（令和6年6月30日保証申込受付までに延長）

全国統一制度	伴走支援型特別保証制度（略称：伴走特別）
	事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度（略称：改善サポ感染）
県制度	長崎県緊急資金繰り支援資金（伴走支援）保証制度（略称：県伴走特別）

### 2. 危機関連保証利用時における取扱いの変更に伴う改正（指定期間内で貸付実行を必要とする制限の撤廃）

全国統一制度	危機関連保証制度（略称：危機関連）
県制度	長崎県緊急資金繰り支援危機関連保証制度（略称：県危機関連）
長崎市制度	長崎市中心小企業災害復旧等支援危機関連保証制度（略称：長危機関連）
佐世保市制度	佐世保市中心小企業緊急経営対策危機関連保証制度（略称：佐危機関連）

### 3. 流動資産担保保険利用時に保証人を求めない取扱いとする改正

全国統一制度	流動資産担保融資保証制度（略称：ABL保証） 下請振興関連保証制度（略称：下請振興） 農商工等連携事業関連保証制度（略称：農商工連携）
--------	---

### 4. 個別の制度毎の改正

協会制度	税理士連携保証制度（略称：TAG） ・取扱期間を1年間延長しました ・申込金額の目安を平均月商程度から2倍以内に拡大しました
県制度	長崎県経営安定資金保証制度（略称：県経営安定） ・保証限度額を5,000万円→8,000万円に引き上げました ・保証期間について、10年以内、据置2年以内とする改正を行いました 長崎県創業バックアップ資金保証制度（略称：県創業バックアップ） ・保証対象に分社化による創業者を追加しました 長崎県再生支援資金保証制度（略称：県再生支援） ・全国統一制度である事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度に準拠した制度に改正し、保証期間を最長15年とするといった改正を行いました
佐世保市制度	佐世保市中心小企業経営合理化資金保証制度（略称：佐世保合理化） ・制度名を「佐世保市中心小企業経営革新サポート資金保証（佐世保革新）」に改称しました ・設備投資特例の場合の金利を1.2%→1.1%に引き下げました ・DX特例を追加し、経営のIT化、デジタル化またはデジタルトランスフォーメーションに必要な運転資金及び設備資金を資金使途とするものに該当する場合の金利を0.7%としました
平戸市制度	平戸市中心小企業振興資金保証制度（略称：平戸） ・保証料の事業者負担全額を平戸市が補助する期間を令和7年度までに延長しました

【廃止】佐世保市中心小企業DX資金保証制度（略称：佐世保DX）は佐世保革新に統合し廃止しました。

令和5年度

# 中小企業支援推進キャンペーン（年間）の結果について



令和5年度中に実施しておりました中小企業支援推進キャンペーンの結果をお知らせします。また、令和5年度上期及び下期の同キャンペーンと併せて、金融機関の皆さまに中小企業支援のご協力をいただいた結果、当協会の令和5年度（年間）の実績は下記のとおりになりました。

金融機関の皆さまに、今回のご協力に心から感謝申し上げますとともに、今後とも信用保証協会付融資の活用による金融支援や経営支援等、中小企業の支援推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

## <令和5年度末実績>

			(対前年比)
保証承諾	(件数)	5,530 件	< 115.47 % >
	(金額)	75,922 百万円	< 124.79 % >
保証債務残高	(件数)	20,596 件	< 93.27 % >
	(金額)	209,313 百万円	< 90.61 % >

金融機関の皆さまのご協力により、主に長崎県緊急資金繰り支援資金（伴走特別）保証制度（略称：県伴走特別）の利用が伸長し、令和5年度における同制度の保証承諾割合は全体の約4割を占めました。そのほかのキャンペーン対象となる保証制度につきましても概ね前年度を上回り、協会全体の保証承諾を押し上げ、これによって多くの中小企業の皆さまの資金繰り等を支援することにつながりました。

## I. 「モニタリング」協力店舗

1. 長崎銀行 本店営業部
2. 長崎銀行 諫早支店
3. 十八親和銀行 本店営業部
4. 十八親和銀行 思案橋支店
5. たちばな信用金庫 住吉支店
6. 長崎銀行 千歳支店
7. 長崎銀行 江川支店
8. 長崎銀行 長与支店
9. 長崎銀行 島原支店
10. 九州ひぜん信用金庫 大野支店

取扱店舗数	174店舗
保証件数	1,736件
保証金額	33,132百万円

## II. 「小規模事業者支援」推進協力店舗

1. 十八親和銀行 佐世保本店営業部
2. たちばな信用金庫 長崎中央支店
3. 十八親和銀行 早岐支店
4. 十八親和銀行 新戸町支店
5. たちばな信用金庫 長与支店

取扱店舗数	98店舗
保証件数	362件
保証金額	1,521百万円

## III. 「創業支援」推進協力店舗

1. たちばな信用金庫 本店営業部
2. たちばな信用金庫 長崎中央支店
3. 十八親和銀行 佐世保本店営業部
4. 九州ひぜん信用金庫 竹松支店
5. たちばな信用金庫 住吉支店

取扱店舗数	85店舗
保証件数	228件
保証金額	1,242百万円





## IV. 「新規企業数増加」協力店舗

### 保証利用企業数100企業以上の店舗

1. **十八親和銀行 福江支店**
2. 長崎銀行 本店営業部
3. 十八親和銀行 島原支店
4. 九州ひぜん信用金庫 佐世保営業部
5. たちばな信用金庫 長崎中央支店
6. 長崎銀行 佐世保支店
7. 十八親和銀行 有家支店
8. 十八親和銀行 住吉支店
9. 十八親和銀行 壱岐支店
10. 十八親和銀行 北支店

取扱店舗数	51店舗
保証件数	231件
保証金額	1,558百万円

### 保証利用企業数 60企業以上100企業未満の店舗

1. **十八親和銀行 諫早駅前支店**
2. 長崎銀行 滑石支店
3. 長崎銀行 長与支店
4. 九州ひぜん信用金庫 相浦支店
5. 長崎銀行 大村支店
6. 十八親和銀行 大串支店
7. 十八親和銀行 川棚支店
8. 十八親和銀行 大塔支店
9. 十八親和銀行 竹松支店
10. 十八親和銀行 新戸町支店

取扱店舗数	45店舗
保証件数	154件
保証金額	1,171百万円

### 保証利用企業数60企業未満の店舗

1. **福江信用組合 本店**
2. 長崎三菱信用組合 本店営業部
3. 十八親和銀行 高来支店
4. 十八親和銀行 深江支店
5. 西海みずき信用組合 本店
6. 十八親和銀行 千々石支店
7. 十八親和銀行 西大村支店
8. 十八親和銀行 小値賀支店
9. 佐賀銀行 長崎支店
10. 長崎銀行 西大村支店

取扱店舗数	28店舗
保証件数	60件
保証金額	364百万円

令和5年度

# 下期中小企業支援推進キャンペーン感謝状贈呈店舗

令和5年10月より実施しておりました令和5年度下期中小企業支援推進キャンペーンの結果をお知らせします。また、金融機関の皆様が中小企業支援のご協力をいただいた結果、当協会の令和5年度下期の実績は次のとおりとなりました。ご協力いただきました皆様に感謝申し上げます。

<令和5年度下期（10月～3月）実績>

			(対前年比)
保証承諾	(件数)	2,575件	< 110.33% >
	(金額)	34,155百万円	< 117.20% >
保証債務残高	(件数)	20,596件	< 93.27% >
	(金額)	209,313百万円	< 90.61% >

## I. ポストコロナ伴走支援キャンペーン

## II. 経営者保証改革プログラム 促進支援キャンペーン

順位	金融機関	店舗名
1	長崎銀行	本店営業部
2	長崎銀行	諫早支店
3	たちばな信用金庫	多良見支店
4	九州ひぜん信用金庫	大野支店
5	長崎銀行	佐世保支店
6	たちばな信用金庫	住吉支店
7	長崎銀行	江川支店
8	たちばな信用金庫	本店営業部
9	九州ひぜん信用金庫	本島支店
10	長崎銀行	千歳支店

順位	金融機関	店舗名
1	長崎銀行	本店営業部
2	長崎銀行	諫早支店
3	長崎銀行	佐世保支店
4	長崎銀行	大村支店
5	長崎銀行	時津支店
6	北九州銀行	長崎支店
7	十八親和銀行	島原支店
8	十八親和銀行	比田勝支店
9	十八親和銀行	滑石中央支店
10	西日本シティ銀行	長崎支店

取扱店舗数	150店舗
保証件数	737件
保証金額	15,011百万円

取扱店舗数	74店舗
保証件数	150件
保証金額	4,681百万円



### Ⅲ. 創業支援キャンペーン

順位	金融機関	店舗名
1	たちばな信用金庫	長崎中央支店
2	たちばな信用金庫	本店営業部
3	十八親和銀行	佐世保本店営業部
4	たちばな信用金庫	多良見支店
5	九州ひぜん信用金庫	竹松支店

取扱店舗数	59店舗
保証件数	104件
保証金額	550百万円

### Ⅳ. 小規模事業者支援キャンペーン

順位	金融機関	店舗名
1	十八親和銀行	早岐支店
2	たちばな信用金庫	長崎中央支店
3	十八親和銀行	佐世保本店営業部
4	たちばな信用金庫	多良見支店
5	九州ひぜん信用金庫	早岐支店

取扱店舗数	81店舗
保証件数	188件
保証金額	788百万円





今年度も引き続き上期と下期に分けてキャンペーンを実施します。

金融機関の皆様には、より一層のご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 令和6年度上期 中小企業支援推進キャンペーン

1. 実施期間 令和6年4月1日(月)～令和6年9月30日(月)
2. 表彰 6ヵ月間を通じて、中小企業・小規模事業者の支援推進にご協力をいただいた店舗のうち、特に貢献いただいた成績上位の店舗に感謝状並びに副賞を贈呈します。

### 3. 実施内容

#### (1) ポストコロナ伴走支援キャンペーン

次の保証制度に係る期間中の保証承諾合計件数上位10店舗を表彰します。

但し、同数の場合は保証承諾合計金額が多い店舗を上位とします。

#### 対象とする保証制度

- (協会制度) 伴走支援型特別保証  
事業再生計画実施関連(感染症対応型)保証
- (県制度) 長崎県緊急資金繰り支援資金(伴走支援)保証  
長崎県再生支援資金保証  
長崎県再生支援資金保証(感染症対応型)

#### (2) 経営者保証改革プログラム推進キャンペーン

次の保証制度に係る期間中の保証承諾合計件数上位10店舗を表彰します。

但し、同数の場合は保証承諾合計金額が多い店舗を上位とします。

#### 対象とする保証制度

- 財務要件型無保証人保証
- 財務要件型無担保・当座貸越根保証
- 金融機関連携型を利用して経営者保証を不要とする取扱いによる保証
- 担保充足型を利用して経営者保証を不要とする取扱いによる保証
- 「経営者保証免除対応確認書」の取扱いによる保証
- 事業者選択型経営者保証非提供制度による保証
- その他経営者保証を不要とする取扱いによる保証
- (ABL、特定社債を含む)

#### (3) スタートアップ創出促進・創業支援キャンペーン

次の保証制度に係る期間中の保証承諾合計件数上位5店舗を表彰します。

但し、同数の場合は保証承諾合計金額が多い店舗を上位とします。

#### 対象とする保証制度

- (協会制度) 創業関連保証  
再挑戦支援保証  
スタートアップ創出促進保証
- (県制度) 長崎県創業バックアップ資金保証  
長崎県スタートアップ創出促進保証
- (市町制度) 長崎市中小企業創業資金保証  
佐世保市中小企業創業資金保証  
諫早市中小企業創業資金保証  
大村市中小企業創業資金保証  
平戸市中小企業創業支援資金保証  
対馬市中小企業創業資金保証  
壱岐市中小企業創業資金保証  
五島市中小企業創業資金保証  
南島原市中小企業創業支援資金保証  
長与町小規模企業創業支援資金保証  
東彼杵町中小企業創業支援資金保証  
川棚町創業支援資金保証  
波佐見町創業支援資金保証  
佐々町創業支援資金保証  
令和6年度 新たに創設される創業資金保証

#### (4) 小規模事業者支援キャンペーン

次の保証制度に係る期間中の保証承諾合計件数上位5店舗を表彰します。

但し、同数の場合は保証承諾合計金額が多い店舗を上位とします。

#### 対象とする保証制度

- (協会制度) 小口零細企業保証(全国小口)  
特別小口保証(特小)
- (県制度) 小規模事業者支援資金保証(県小口)
- (市町制度) 長崎市小企業振興資金保証(長小)  
佐世保市中小企業小口事業資金保証(佐世保小口)  
長与町小規模企業振興資金保証(長与)

# 中期事業計画

## 令和6年度～令和8年度



### 1. 基本方針

#### (1) 業務運営方針

コロナ禍を経て、社会経済活動の正常化が進み、長崎県においても本格的に経済が回復し、新たな経済成長の軌道に乗ることが期待されるようになった一方で、原材料・エネルギー価格等の物価高騰や円安、人手不足の影響等により、多くの中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」といいます。）は厳しい環境におかれています。また、実質無利子・無担保融資（以下「ゼロゼロ融資」といいます。）の返済はすでに本格化していることで、債務の返済負担も大きくなっています。

このような背景のもと、当協会は、中小企業の実情に応じた資金繰り支援にとどまらない経営改善や事業再生支援等の重要性が改めて認識されることとなったことを踏まえ、金融機関や中小企業支援機関と協力しながら、公的な「金融と経営の総合支援機関」として、中小企業の維持、発展を様々なライフステージに応じて早期に支援することで、地域経済の発展に寄与することに努めることとします。

令和6年度から令和8年度までの3か年間の業務の基本方針については、以下に掲げる事項を主要項目として取り組むこととします。

#### 1) 感染症の影響や物価高騰等の複合的な要因により債務が増大している中小企業への支援強化

コロナ禍を乗り越えるために中小企業の資金繰りを積極的に支えてきましたが、現在、多くの中小企業は、物価高騰による収益の悪化や債務の返済負担等の課題を抱えています。

今後は、金融機関や中小企業支援機関と連携を一層深めながら、そのような中小企業の資金繰り支援に加え収益力改善、事業再生、再チャレンジに対する支援に早期に取り組みます。

- ①中小企業に寄り添った、きめ細やかな資金繰りと経営改善の支援
- ②再チャレンジ、事業再生の支援

#### 2) 挑戦する中小企業の支援

感染症の影響や物価が高騰する中であっても前向きに挑戦する中小企業に対し、国や地方公共団体の施策を踏まえて、金融機関や中小企業支援機関と連携しながら企業のライフステージに応じたきめ細やかな支援に取り組みます。

- ①スタートアップの支援
- ②経営者保証を不要とする保証の推進
- ③事業承継の支援
- ④企業の持続的発展の支援



### 3) 経営支援の取組に関する定量的な効果検証の指標及び目標値

効果的な経営支援の実施に向けて検証の指標、目標値について検討を重ねてきた結果、以下の通りと定め、検証を行っていくこととします。

#### ①定量的な効果検証の指標

各種経営支援会議、協会独自・補助事業による専門家派遣、405補助事業および返済緩和による支援を行った企業における「売上高」「経常利益」「CRDカテゴリ」を効果検証の指標とします。

#### ②目標値について

検証する3指標の中で、特に総合的に経営の状況を判定することができる「CRDカテゴリ」について、前期比同等以上のカテゴリに推移した割合が検証企業全体の50%以上となることを目標値とします。

### 4) 信頼され続ける組織づくり

職員の更なる成長の促進や電子化等による業務効率化等を図りながら、引き続き金融機関や中小企業支援機関と連携して、永続的に事業が継続できる体制を整えることで、信頼される組織づくりに努めます。

#### ①職員の成長促進

#### ②電子化の取組

#### ③金融機関や中小企業支援機関との連携

#### ④災害への対応

#### ⑤コンプライアンスの徹底

## 2. 事業計画

項目	年度	令和6年度		令和7年度		令和8年度		
		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	金額	対前年度 計画比	金額	対前年度 計画比
保証承諾		55,000	78.6	73.1	51,000	92.7	51,000	100.0
保証債務残高		194,109	90.3	92.8	178,000	91.7	163,000	91.6
代位弁済		2,200	95.7	127.2	2,200	100.0	2,200	100.0
実際回収		400	114.3	61.8	400	100.0	400	100.0



# 令和6年度 経営計画



令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類に移行するとともに社会経済活動の正常化が進み、経済が緩やかに回復している中、企業の人手不足感の強まり、海外経済、金融を巡る不確実性の高まりのほか、物価上昇の影響が見られる年となりました。近時の長崎県の景気は緩やかに回復してきています。個人消費も一部に物価上昇の影響が見られるものの緩やかに回復しており、観光も回復が続いています。公共投資は持ち直しており、設備投資も増加が続いています。一方で、雇用、所得環境は弱い動きとなっており、人手不足感が強まっています。

中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」といいます。）の景況感は、緩やかに改善してきています。県内企業倒産は、件数、負債総額ともに前年を下回っています。一方で、人手不足感や物価上昇の影響、債務の返済負担増加等、中小企業を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続いています。

上記環境の下、中小企業の実情に応じた資金繰り支援にとどまらない経営改善や事業再生支援等の重要性が改めて認識されることとなったことを踏まえ、当協会は、公的な「金融と経営の総合支援機関」として、国や地方公共団体の施策を踏まえ、金融機関や中小企業支援機関等と連携を一層深めながら、中小企業への資金繰り支援及び経営支援に各部門が連携、協力し一体となって取り組み、中小企業の維持、発展を積極的にサポートし活力ある地域経済の発展に貢献します。また、創業、事業再構築、事業承継、事業再生、再チャレンジ等の支援の充実、経営者保証ガイドライン等の浸透、定着のための周知に取り組みます。令和6年度における業務上の基本方針について、以下の項目を主要項目として掲げ、別途、具体的な行動計画を作成し、その見える化を図ることによって、役職員で共有し取り組むこととします。

## 保証部門

### ①中小企業に寄り添った、きめ細やかな資金繰りと経営改善の支援

中小企業の適切な業況の把握に努め、コロナ禍後の設備投資、事業再構築や構造転換、事業転換等に要する資金等、中小企業のライフステージに応じた多様な資金ニーズに対し、金融機関と連携しつつタイムリーな支援を行います。

感染症の影響や、物価高騰等の複合的な要因により増大した債務に苦しむ中小企業への資金繰り支援のため、伴走支援型特別保証やセーフティネット保証等の政策保証を利用した借換えによる返済負担軽減に取り組みます。また、個々の中小企業の経営状況に応じた支援を実現するため、金融機関と連携した適切なモニタリングの実施等により、収益力改善に向けた支援に努めます。

また、近年増加する突発的な自然災害等により被害を受けた中小企業に対しては、必要に応じて事業再建のための資金繰り支援に積極的に取り組みます。

### ②経営者保証を不要とする保証の推進

経営者保証改革プログラムの趣旨を踏まえ、経営者保証ガイドラインの内容を十分に理解し、新たに創設された制度の活用、適切な対応に努めます。金融機関からの事前協議、相談や保証申込等の際において、経営者保証を不要とする制度の提案や周知を徹底するなど、金融機関と連携し経営者保証を不要とする取組を一層促進していくことで、経営者保証に依存しない融資慣行の確立の加速化に寄与します。

### ③企業の持続的発展の支援

企業のライフステージに応じたきめ細やかな支援に取り組み、前向きに挑戦する中小企業をサポートし企業の持続的発展を支援します。また、各種保証制度の利用状況や金融機関、中小企業の資金ニーズ、要望を把握し、制度の改正、創設等の検討を行うとともに、地方公共団体へも制度創設、改正を提案し保証の利便性向上を図ります。



#### ④金融機関や中小企業支援機関との連携

上記①～③の方策について、金融機関や中小企業支援機関と中小企業支援に対する認識を共有した上で実施する必要があるため、日常的な対話や業務研修会等を通じてより一層の連携強化に取り組みます。

### 期中管理部門・経営支援部門

#### ①中小企業に寄り添った、きめ細やかな経営改善の支援

経営支援コーディネーターとしての役割を最大限に発揮するために、協会内の体制を強化するとともに「がんばる長崎中小企業経営支援ネットワーク」等の活用により、金融機関や中小企業支援機関と連携を一層深めながら、中小企業の収益力改善、事業再生、再チャレンジに積極的に取り組み、経営支援強化促進事業や独自専門家派遣事業の実施及び実施後のフォローアップに努めます。

#### ②スタートアップの支援

創業前の相談から創業後のフォローアップまでのサポートを基本とし地方公共団体、金融機関、商工会議所、商工会等と連携し、各種創業関係制度の周知を図り支援を行います。

創業後間もない中小企業に対してフォローアップを行い、経営支援強化促進事業等を活用した経営課題の解決や経営改善を支援します。

また、創業マインドの醸成や信用保証制度の周知を目的として、商工会議所、商工会等と連携しセミナー等の充実にも努めます。

#### ③事業承継への取組

事業承継の問題を抱える中小企業に対して、国や地方公共団体の施策を踏まえ、各種事業承継制度の周知、推進を図り、金融機関や長崎県事業承継・引継ぎ支援センター等と連携、協力し、

経営者保証ガイドラインを活用しながら、必要な支援に取り組みます。

#### ④経営支援の取組に関する定量的な効果検証の指標及び目標値

各種経営支援会議、協会独自・補助事業による専門家派遣、405補助事業及び返済緩和による支援を行った企業における「売上高」「経常利益」「CRDカテゴリ」を効果検証の指標とします。

検証する3指標の中で、特に総合的に経営の状況を判定することができる「CRDカテゴリ」について、前期比同等以上のカテゴリに推移した割合が検証企業全体の50%以上となることを目標値とします。

### 回収部門

#### ①求償権の状況に応じた適切な管理、回収

期中管理における調査及び交渉内容を基に債務者等の現状に見合った回収方針を早期に策定し、代位弁済後の初動対応の徹底を図るとともに、求償権の実態把握に努め、適切な管理、回収を行います。

#### ②「経営者保証ガイドライン」や「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」を活用した保証債務免除の対応

経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理の要請に対し柔軟に対応します。また、定期入金先の保証人に対して、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインの活用を図ります。

#### ③事業継続、事業再生の各局面の求償権先への適切な対応

事業継続しながらやむを得ず代位弁済に至った求償権先に対しては、十分な協議を重ねた上で弁済額を決定する等の措置を講じ、資金繰りを安定させつつ事業継続支援に努めます。また、事業継



続し再生局面にある求償権先に対しては、事業内容の把握とともに求償権消滅保証の検討を行い、事業再生計画に基づく求償権放棄や保証債務の免除を含む再生支援要請に対しては、再生計画の内容を精査し、金融機関や中小企業支援機関と連携しながら、再チャレンジも考慮し適切に対応していきます。

#### ④管理事務停止、求償権整理の推進

回収見込みについて早期に見極めを行い、回収見込みがないと判断した場合は、速やかに管理事務停止を実施し、求償権整理の推進に努めます。

### その他間接部門

#### ①内部管理体制の強化

地域に根ざした公的な「金融と経営の総合支援機関」として中小企業の維持発展にしっかりと寄り添えるよう、自然災害、システム障害、その他の緊急事態に対して、事業継続計画（BCP）等に基づき適切に対応します。

また、各部門の課題や行動計画を役職員で共有し、活発なコミュニケーションにより更なる組織の活性化と、重点課題には各部門が連携して取り組む体制づくりに努めるとともに、信用保証業務の見直し等の業務環境変化に適切かつ柔軟に対応し、効率的な業務運営を行います。

#### ②コンプライアンス態勢の維持、向上

コンプライアンスプログラムを継続的に実施し、コンプライアンス態勢の維持、向上に努めます。

#### ③反社会的勢力の排除

警察、長崎県暴力追放運動推進センター、金融機関等との連携、及び、全国信用保証協会連合会の「反社会的勢力等情報共有化システム」や当協会固有の「新聞報道等関連情報検索」を利用し、反社会的勢力の排除に努めます。

#### ④人材の育成

協会が求められている社会的使命により一層応えられるよう、中小企業診断士、経営アドバイザー等の資格取得を奨励するほか、全国信用保証協会連合会の階層別・課題別研修等の外部研修や通信教育を活用して職員の能力向上を図ります。

またOJTや内部研修に加え、職員の成長や学び直しを促進するための新たな機会創出に努め、環境の充実を図ります。

#### ⑤広報活動の充実

保証協会ホームページや機関紙、チラシ、金融機関等との情報交換会等により、制度創設、改正、各種支援、補助事業等、協会情報をタイムリーかつ的確に発信し、中小企業及び金融機関、中小企業支援機関への周知、利便性向上に繋げるとともに、県内大学で講義を行うなど、広報活動の充実に努めます。

また、適切な情報発信を行うため、職員の広報マインドの醸成、広報媒体の見直し等に取り組みます。

#### ⑥業務の電子化、電算システム活用の推進

事務手続き等の効率化や保証利用の利便性向上を図るとともに、協会業務の効率化のため、業務の電子化、電算システム活用を推進する。全国統一システムとして開発された保証申込関係書類の電子的授受のための共通プラットフォームの利用を希望する金融機関に的確に対応します。

#### ⑦電算共同システムの安定運用、リスク管理

保証協会システムセンターと連携し安定した運用を図るとともに、システムリスクに備えた事業継続計画（BCP）や情報セキュリティへの取組を推進します。



# INFORMATION

## ポストコロナに向けて経営を後押しする保証制度一覧

制 度 名	伴走型による経営を支援する保証						事業再生の取組みを支援する保証制度	
	伴走支援型特別保証			長崎県緊急資金繰り支援資金（伴走支援）保証			事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）	長崎県再生支援資金保証（感染症対応型）制度
略 称	伴走特別			県伴走特別			改善サポ感染	県再生支援（感染症）
利 用 認 定 書	確認書	SN4号	SN5号	確認書	SN4号	SN5号	—	—
資 金 使 途	運転・設備						運転・設備	
保 証 限 度 額	1億円			1億円			2億8,000万円	5,000万円
貸 付 利 率（年）	金融機関所定利率			1.3%	1.3%	金融機関所定利率	1.80%	
保 証 料 率	0.20～1.15%	0.20%		0%	0%	0.20%	0.00%	
負 担 合 計	所定利率+0.20%～1.15%	所定利率+0.20%		1.30%	1.30%	所定利率+0.20%	1.80%	
融 資 期 間（据置）	10年（5年以内）			10年（5年以内）			15年（5年以内）	15年（1年以内）
保 証 人	必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要							
経営者保証免除対応（※1）	あり							
事業者選択型経営者保証非提供制度（※2）	対象							
担 保	必要に応じて							
対 象 要 件	SN4号またはSN5号の認定取得、もしくは次の①～④いずれかに該当すること ①最近1か月間の売上高が前年同月のそれと比較して5%以上減少していること ②最近1か月間の売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月のそれと比較して5%以上減少していること ③最近1か月間の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算のそれと比較して5%以上減少していること ④直近決算の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算前期のそれと比較して5%以上減少していること (注)「伴走特別」に限り一部災害関係も対象となる						次の機関等の指導または助言を受けて作成された再生計画等に従って事業再生を行う中小企業者（主な機関等を抜粋） 【機関等】 ○中小企業基盤整備機構 ○中小企業活性化協議会 ○整理回収機構 ○地域経済活性化支援機構 ○信用保証協会による経営サポート会議 【準則（ガイドライン）】 ○私的整理に関するガイドライン ○自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン ○中小企業の事業再生等に関するガイドライン	
必 要 書 類	○SN4号またはSN5号の認定書、もしくは売上高減少要件等確認書 ○経営行動計画書（所定の様式） ○経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応を適用する場合） ○その他保証協会が必要とする書類						○事業再生の計画書 ○県税の納税証明書（未納がない旨のもの）（県再生支援（感染症）のみ） ○その他協会が必要とする書類 ○経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応を適用する場合）	
そ の 他 備 考	○SN4号および5号は一般枠とは別枠となる（セーフティネット保証の特例枠） ○利用可能額は2制度合算で10,000万円まで ○保証料は国と県（県伴走特別のみ）の補助によるもの なお、国の補助は当初保証料のみ ○経営者保証免除対応を適用する場合は保証料率及び国補助率ともにプラス0.20%に相当する額が上乗せとなる ※ 取扱期間：令和6年6月末保証申込受付まで						○一般枠とは別枠となる（事業再生の特例枠） ○保証料は国と県（県伴走特別のみ）の補助によるもの なお、国の補助は当初保証料のみ ○経営者保証免除対応を適用する場合は保証料率及び国補助率ともにプラス0.20%に相当する額が上乗せとなる ※ 取扱期間：令和6年6月末保証申込受付まで	

※1 経営者保証免除対応…一定の要件を満たした場合、信用保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除することが出来ます。（決算上資産超過であり、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を越えていない場合）

※2 事業者選択型経営者保証非提供制度…保証制度に関わらず、中小企業者が一定の要件を満たした場合に、保証料率の引上げ（要件により0.25%あるいは0.45%）を条件に保証人による保証を提供しないことを選択できる制度（取扱い）です。詳しくはHPをご確認いただくか、お問合せください。



【R6.4.1現在】

制 度 名	経営の安定を図るセーフティネット保証					起業・創業を後押しする保証		
	経営安定関連保証		長崎県経営安定資金保証			長崎県創業バックアップ 資金保証		長崎県スタートアップ 創出促進保証
略 称	経営安定		県経営安定			県創業バックアップ		県 SSS
利 用 認 定 書	SN4号	SN5号	確認書	SN4号	SN5号	— (一般)	— (創業関連)	— (創業関連)
資 金 使 途	運転・設備					運転・設備		
保 証 限 度 額	2億8,000万円		8,000万円			3,500万円		
貸 付 利 率 ( 年 )	金融機関所定利率		1.95%			1.65%		
保 証 料 率	0.80%	0.75%	0.45%~ 1.30%	0.80%	0.75%	0.05%~ 1.50%	0.40%	0.60%
負 担 合 計	所定利率+ 0.80%	所定利率+ 0.75%	2.45%~ 3.25%	2.75%	2.70%	1.70%~3.15%	2.05%	2.25%
融 資 期 間 ( 据 置 )	10年 (1年以内)		10年 (2年以内)			運転 7年 (1年以内) 設備10年 (2年以内)		
保 証 人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要							不要
経 営 者 保 証 免 除 対 応 (※1)	なし							—
事 業 者 選 択 型 経 営 者 保 証 非 提 供 制 度 (※2)	対象							対象外
担 保	必要に応じて					必要	不要	
対 象 要 件	(共通) SN4号またはSN5号の認定取得 (県経営安定のみ) 上記に加えて、次のいずれかに該当する場合も対象 ○直近期と直前期の前期以前3期のいずれかの決算を比較し、売上高 または経常利益(個人事業者は所得金額)が減少していること ○最近3ヵ月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること ○直近期の決算において繰越欠損(個人事業者はマイナスの元入金)を 内包していること ○県経営安定利用中で、当初融資金額以下で同制度を借換えを行う場 合(返済財源不足で再調達資金を必要とする場合)					(県創業バックアップ) ①これから起業・創業する方または②事業を開始している中小企業者 (元々事業を営んでいない個人が開始した場合に限る)で事業を開始し て5年を経過していない方 ※①の場合、商工会議所・商工会の推薦を得ている、同一事業に3年 以上従事した経験、登録された特許や法律に基づく資格を生かした事業 を開始するといった要件があります (県 SSS) 上記に該当する会社(法人)(※の要件は不要) 保証申込受付時点において税務申告1期を未終了の創業者にあつては創 業資金総額の1/10以上の自己資金が必要 (共通) この他、分社化や事業譲渡に伴い会社を設立した場合なども対象となる 可能性があります(詳細はお問合せください)		
必 要 書 類	○SN4号又は5号の認定書(共通)、もしくは「経営安定資金に係る確 認書」(県経営安定のみ) ○県税の納税証明書(未納がない旨のもの)(県経営安定のみ) ○その他保証協会が必要とする書類					(県創業バックアップ) ○「創業・再挑戦計画書」と※の確認書類(①の場合) (県 SSS) ○「創業計画書」(スタートアップ創出促進保証用) (共通) ○県税の納税証明書(未納がない旨のもの)		
そ の 他 備 考	○SN4号および5号は一般枠とは別枠となる(セーフティネット保証の 特例枠) ○経営安定、県経営安定ともにSN1~3号、6~8号の認定書取得し た場合も利用可能					○県 SSS を利用した場合、会社を設立して原則3年目と5年目に中小企 業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受け て、金融機関に「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」を 提出する必要あり		

## ② 長崎県および県内金融機関・支援機関と「事業承継の促進に関する協定」を締結しました

令和6年3月27日（水）に長崎県および県内金融機関・支援機関と「事業承継の促進に関する協定」を締結しました。これは、県内中小企業の円滑な事業承継の促進、さらには事業承継によって事業や技術等の経営資源を次世代に引き継ぎ、地域産業の活性化に寄与することを目的に締結されたものです。

当協会は、引続き関係各所と連携を図り、事業承継支援に取り組んでまいります。







## 当協会のホームページを一部リニューアルしました

いつも当協会のホームページをご覧いただきありがとうございます。下記①～③のページをリニューアルしましたので、ぜひご覧ください。

### ①ポストコロナに向けて頑張っている中小企業の皆さまへの対応について

当ページは、新型コロナウイルスの影響を受けたお客様向けの保証制度について紹介した「新型コロナウイルスの対応について」をリニューアルしたものです。

リニューアルに伴い、新型コロナウイルス感染症や物価高、人手不足等の影響により依然として厳しい経営環境の中でも頑張られている中小企業の皆さまの経営を後押しするための保証制度や経営支援メニューについて紹介しております。

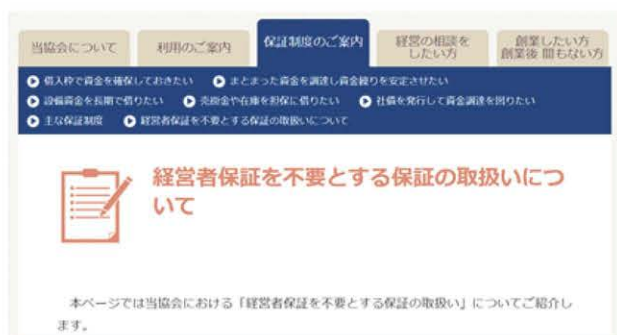


当協会HP：「ポストコロナに向けて頑張っている中小企業の皆さまへの対応について」  
URL:<https://cgc-nagasaki.or.jp/corona/>



### ②経営者保証を不要とする保証の取扱いについて

これまでご紹介してきた「経営者保証を不要とする取扱い」に、P2でご紹介した「事業者選択型経営者保証非提供制度」の取扱開始に伴って、「法令並びに個別の保証制度に基づく保証」および「保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする保証」の紹介を追加するとともに、掲載内容の見直しを行いました。



当協会HP：「経営者保証を不要とする保証の取扱いについて」  
URL:<https://cgc-nagasaki.or.jp/system/system06/>



③「まんがでわかる!信用保証協会」第5話「経営者保証とは?」を掲載しました

「事業拡大のため新しい作業用ロボットを導入したいが、保証人になると今後のライフプランに支障をきたすのではないか」という経営者のお悩みに対し、経営者保証を不要とする保証の取扱いについて紹介し、解決に導いていくストーリーとなっております。ぜひご覧ください。

また、第1話「信用保証協会ってなに?」、第2話「創業後のフォロー専門家派遣事業って?」、第3話「McSS経営診断とは?」、第4話「事業承継制度とは?」も掲載しておりますのでこちらも併せてご覧ください。



当協会HP:「まんがでわかる!信用保証協会」  
URL: <https://cgc-nagasaki.or.jp/cartoon/>



## マイナビ就職セミナー合同会社説明会にブースを出展しました

令和6年3月3日(日)に、出島メッセ長崎において開催された「マイナビ就職セミナー合同会社説明会」にブースを出展し、参加された方に当協会の魅力や業務内容などを説明しました。説明を受けた方からは、「説明がわかりやすく信用保証協会のことを知るよい機会となった」といった感想をいただきました。







# 令和5年度 業務概況

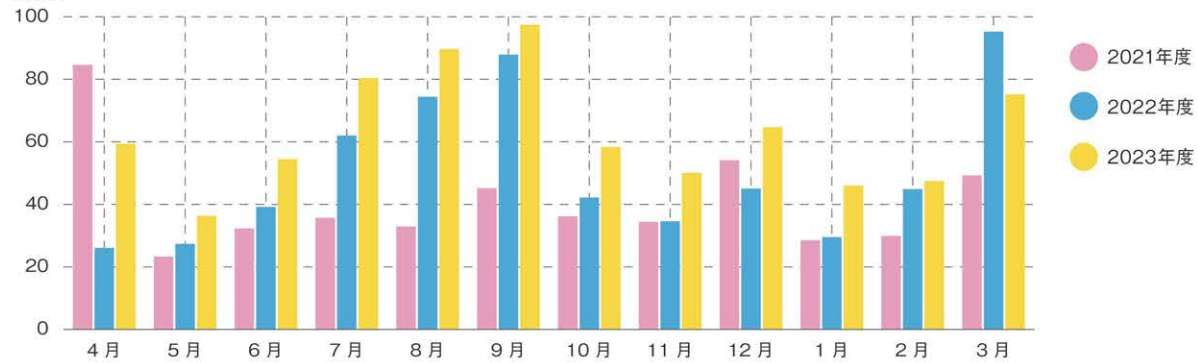
令和6年3月現在

(単位:千円、%)

	当年度中		
	件数	金額	前年比
保証申込	5,670	78,021,808	111.62
保証承諾	5,530	75,921,932	124.79
保証債務残高	20,596	209,313,065	90.61
代位弁済	192	1,728,914	133.55

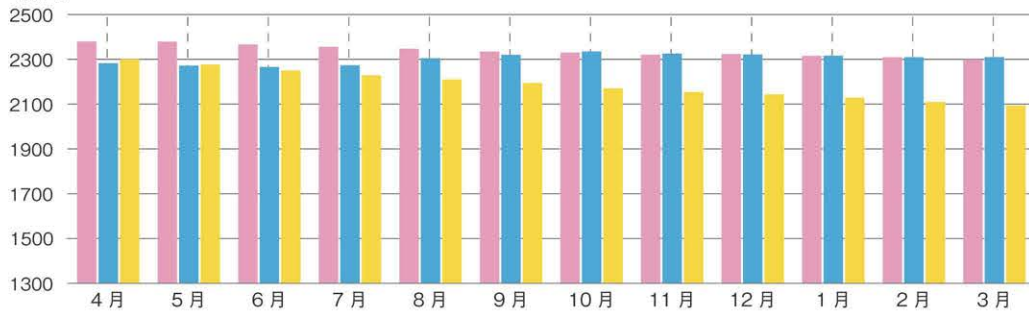
## 保証承諾の推移

(億円)



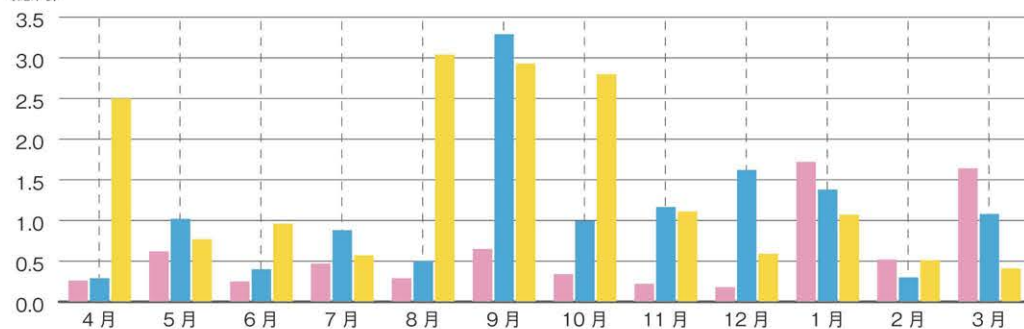
## 保証債務残高の推移

(億円)



## 代位弁済の推移

(億円)





## 金融機関別保証・代位弁済状況

(単位:千円、%)

保証承諾						金融機関	保証債務残高				代位弁済			
当月中		当年度中									当年度中			
件数	金額	件数	金額	前年比	構成比		件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
311	4,886,649	3,731	52,883,440	109.45	69.66	十 八 親 和 銀 行	13,691	144,826,447	89.80	69.19	123	1,197,669	142.38	69.27
1	6,000	19	488,903	192.33	0.64	福 岡 銀 行	143	3,646,310	89.32	1.74				
3	19,000	55	1,033,938	191.32	1.36	佐 賀 銀 行	262	3,531,754	90.77	1.69	1	4,045	184.03	0.23
2	70,000	13	508,500	167.49	0.67	北 九 州 銀 行	81	2,118,041	72.73	1.01	2	25,135	96.13	1.45
		2	26,000	27.35	0.03	肥 後 銀 行	23	276,170	49.50	0.13	1	2,649	102.29	0.15
3	75,000	70	1,281,100	136.37	1.69	西 日 本 シ テ ィ 銀 行	431	5,683,260	82.05	2.72	9	71,978	232.07	4.16
320	5,056,649	3,890	56,221,881	111.44	74.05	【 地 方 銀 行 計 】	14,631	160,081,982	89.11	76.48	136	1,301,476	124.30	75.28
1	15,000	4	62,000	100.00	0.08	三 菱 U F J 銀 行	28	526,114	71.66	0.25				
		1	2,180	10.90	0.00	み ず ほ 銀 行	5	196,635	90.77	0.09				
						三 井 住 友 銀 行	19	939,210	87.97	0.45				
1	15,000	5	64,180	39.62	0.08	【 都 市 銀 行 計 】	52	1,661,959	82.34	0.79	0	0	*	0.00
80	1,600,470	732	11,734,222	239.88	15.46	長 崎 銀 行	2,230	22,707,208	100.32	10.85	32	285,583	626.77	16.52
		13	141,900	132.00	0.19	佐 賀 共 栄 銀 行	43	326,560	107.52	0.16	1	4,536	*	0.26
80	1,600,470	745	11,876,122	237.56	15.64	【 第 二 地 銀 協 加 盟 行 計 】	2,273	23,033,768	100.42	11.00	33	290,119	636.72	16.78
58	466,921	493	4,288,249	124.05	5.65	た ち ば な 信 用 金 庫	1,978	13,234,761	93.19	6.32	8	46,567	30.04	2.69
25	236,300	295	2,652,026	215.21	3.49	九 州 ひ ぜん 信 用 金 庫	1,087	7,037,191	96.32	3.36	10	58,039	367.46	3.36
1	6,000	7	47,500	104.83	0.06	伊 万 里 信 用 金 庫	91	542,829	82.85	0.26	3	15,893	*	0.92
84	709,221	795	6,987,775	147.59	9.20	【 信 用 金 庫 計 】	3,156	20,814,781	93.92	9.94	21	120,500	70.55	6.97
10	61,448	40	279,288	147.64	0.37	長 崎 三 菱 信 用 組 合	161	1,140,664	85.75	0.54				
1	3,496	12	50,048	170.56	0.07	福 江 信 用 組 合	62	396,504	100.36	0.19				
						長 崎 県 医 師 信 用 組 合	3	39,106	52.97	0.02				
4	13,100	28	211,721	444.79	0.28	西 海 み ず き 信 用 組 合	148	983,752	84.76	0.47				
3	60,000	9	157,400	260.34	0.21	近 畿 産 業 信 用 組 合	29	328,981	105.62	0.16	1	13,620	*	0.79
18	138,044	89	698,457	213.87	0.92	【 信 用 協 同 組 合 計 】	403	2,889,006	88.32	1.38	1	13,620	464.31	0.79
		6	73,517	43.99	0.10	商 工 組 合 中 央 金 庫	79	770,882	85.47	0.37	1	3,200	11.31	0.19
0	0	6	73,517	43.99	0.10	【 商 工 組 合 中 央 金 庫 計 】	79	770,882	85.47	0.37	1	3,200	11.31	0.19
						九 州 信 用 漁 業 協 同 組 合 連 合 会	2	60,686	94.25	0.03				
0	0	0	0	*	0.00	【 漁 業 協 同 組 合 連 合 会 計 】	2	60,686	94.25	0.03	0	0	*	0.00
503	7,519,384	5,530	75,921,932	124.79	100.00	合 計	20,596	209,313,065	90.61	100.00	192	1,728,914	133.55	100.00

\*前年実績なし

## 地区別保証・代位弁済状況

(単位:千円、%)

保証承諾						地区	保証債務残高				代位弁済			
当月中		当年度中					当年度中							
件数	金額	件数	金額	前年比	構成比		件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
157	2,873,477	1,780	24,549,501	134.74	32.34	長崎市	6,398	66,678,452	90.32	31.86	62	573,163	92.57	33.15
95	1,137,450	952	12,823,102	142.03	16.89	佐世保市	3,776	38,116,438	84.77	18.21	48	531,592	198.09	30.75
27	616,900	234	3,699,152	150.92	4.87	島原市	803	8,778,052	94.41	4.19	13	139,448	#	8.07
55	701,019	584	9,102,045	120.27	11.99	諫早市	2,402	24,838,916	91.00	11.87	18	189,425	167.69	10.96
32	479,100	380	5,147,480	119.50	6.78	大村市	1,467	14,987,442	94.00	7.16	14	96,084	178.40	5.56
12	167,300	113	1,255,470	96.97	1.65	平戸市	433	3,680,218	87.31	1.76				
3	25,820	55	801,900	85.91	1.06	松浦市	260	2,462,171	84.17	1.18	3	15,893	*	0.92
6	87,600	150	2,244,170	140.45	2.96	対馬市	406	4,912,925	97.41	2.35	7	58,005	45.84	3.36
8	204,000	106	1,696,065	124.78	2.23	壱岐市	331	4,105,892	94.88	1.96	3	2,599	32.46	0.15
13	170,136	192	1,944,788	123.74	2.56	五島市	534	3,855,261	100.93	1.84	3	1,399	*	0.08
5	45,590	109	1,170,236	102.22	1.54	西海市	368	3,490,335	93.66	1.67	2	5,906	*	0.34
8	45,500	158	2,114,149	54.64	2.78	雲仙市	702	8,661,259	94.25	4.14	2	4,938	24.16	0.29
22	285,000	212	3,198,919	136.31	4.21	南島原市	732	7,693,961	98.14	3.68	4	29,303	161.22	1.69
443	6,838,892	5,025	69,746,977	125.24	91.87	【市計】	18,612	192,261,320	90.51	91.86	179	1,647,755	133.55	95.31
13	92,542	114	1,420,792	153.33	1.87	長与町	446	3,570,138	93.92	1.71	3	8,712	26.55	0.50
19	300,350	143	2,082,538	115.41	2.74	時津町	498	5,135,674	90.00	2.45	3	51,152	350.12	2.96
32	392,892	257	3,503,330	128.28	4.61	【西彼杵郡計】	944	8,705,812	91.57	4.16	6	59,865	126.23	3.46
3	12,900	28	437,714	107.85	0.58	東彼杵町	105	1,027,364	96.00	0.49				
3	33,200	46	212,440	102.04	0.28	川棚町	181	1,138,508	92.42	0.54				
9	83,000	75	883,171	110.26	1.16	波佐見町	316	2,780,853	90.94	1.33	4	20,136	*	1.16
15	129,100	149	1,533,325	108.36	2.02	【東彼杵郡計】	602	4,946,725	92.29	2.36	4	20,136	334.22	1.16
1	3,000	7	28,600	66.98	0.04	小値賀町	39	141,743	92.25	0.07				
5	91,000	44	598,000	145.04	0.79	佐々町	213	1,724,656	90.95	0.82				
6	94,000	51	626,600	137.71	0.83	【北松浦郡計】	252	1,866,399	91.05	0.89	0	0	*	0.00
7	64,500	48	511,700	93.72	0.67	新上五島町	186	1,532,808	91.96	0.73	3	1,158	*	0.07
7	64,500	48	511,700	93.72	0.67	【南松浦郡計】	186	1,532,808	91.96	0.73	3	1,158	*	0.07
60	680,492	505	6,174,955	119.97	8.13	【郡計】	1,984	17,051,744	91.76	8.15	13	81,159	133.45	4.69
503	7,519,384	5,530	75,921,932	124.79	100.00	合計	20,596	209,313,065	90.61	100.00	192	1,728,914	133.55	100.00

\*前年実績なし





## 制度別保証・代位弁済状況

(単位:千円、%)

保証承諾						制 度	保証債務残高				代位弁済			
当月中		当年度中									当年度中			
件数	金額	件数	金額	前年比	構成比		件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
20	306,794	331	4,189,489	83.93	5.52	一 般	1,040	9,667,151	84.18	4.62	11	116,863	50.02	6.76
		4	26,500	90.14	0.03	創 業 関 連 保 証	35	75,618	95.06	0.04				
						再 チャレンジ	0	0	*	0.00				
-	-	-	-	-		* 創業等関連	1	48	7.69	0.00				
						特 小	0	0	*	0.00				
		1	5,000	27.47	0.01	全 国 小 口	13	41,171	85.65	0.02				
4	25,000	66	778,000	112.35	1.02	根 ・ 割 引	78	892,500	100.00	0.43				
7	275,000	54	1,137,000	95.15	1.50	根 ・ 当 座	110	2,212,000	85.04	1.06				
		22	1,304,000	212.03	1.72	根 当 座 ・ 財 務 型	31	1,689,000	128.15	0.81				
18	410,000	120	2,801,000	83.94	3.69	エ ク セ レ ン ト	227	5,521,000	97.92	2.64				
13	80,000	97	436,000	111.51	0.57	根 ・ カ ー ド	172	803,142	92.90	0.38	1	2,766	*	0.16
6	25,000	80	302,000	91.10	0.40	わ く わ く 7 0 0	158	598,500	103.28	0.29	1	3,022	17.72	0.17
7	7,000	65	115,200	103.88	0.15	わ く わ く ミ ニ	124	214,800	83.78	0.10	2	3,414	172.63	0.20
-	-	-	-	-		* わ く わ く 5 0 0	1	4,000	7.55	0.00				
		3	200,000	125.00	0.26	特 定 社 債	22	1,299,520	69.87	0.62				
1	40,000	9	376,000	68.12	0.50	特 定 社 債 ・ 貢 献	42	1,777,760	103.00	0.85				
		6	248,800	100.00	0.33	A B L 保 証	6	248,800	86.15	0.12				
						経 営 安 定	35	344,359	59.47	0.16	1	4,536	6.86	0.26
						借 換 保 証	3	8,331	94.26	0.00				
						伴 走 特 別	4	94,449	87.16	0.05				
						改 善 サ ボ 感 染	9	377,756	110.24	0.18				
						改 善 サ ポ ー ト	18	318,082	87.43	0.15				
-	-	-	-	-		* 経 営 力 強 化	16	321,344	76.88	0.15				
						経 営 力 向 上 関 連	1	2,388	45.54	0.00				
4	76,000	69	1,158,210	109.62	1.53	マ ル 優 長 期	337	4,018,993	100.45	1.92	3	21,813	104.67	1.26
1	25,000	7	152,000	*	0.20	財 務 要 件 型 無 保 証 人	8	185,398	275.46	0.09				
1	20,000	10	349,000	54.19	0.46	事 業 性 評 価 み ら い	52	1,695,591	101.35	0.81				
1	8,000	1	8,000	*	0.01	S Y O U K E I	4	141,690	94.80	0.07				
		1	46,000	196.58	0.06	特 定 承 継	6	82,434	214.84	0.04				
						承 継 特 別	2	40,838	82.77	0.02				
10	197,000	84	1,480,400	77.00	1.95	タ ン カ ツ G O	84	1,516,400	90.33	0.72				
						長 期 経 営	4	56,235	39.82	0.03				
						エ ネ ル ギ ー	3	21,408	87.45	0.01				
52	776,800	1,052	17,123,590	89.16	22.55	J S パ ー ト ナ ー	1,044	16,935,190	93.71	8.09	1	3,002	301.76	0.17

制度の\*は廃止制度、前年比の\*は前年実績なし

※月を跨いで制度変更が発生した場合に当月中で調整を行うため、マイナス計上となるケースがあります。

(単位:千円、%)

保証承諾						制 度	保証債務残高				代位弁済			
当月中		当年度中					件数	金額	前年比	構成比	当年度中			
件数	金額	件数	金額	前年比	構成比						件数	金額	前年比	構成比
-	-	-	-	-		* J S	60	329,087	68.45	0.16				
-	-	-	-	-		* 全力応援保証	1,079	6,280,499	67.29	3.00	2	13,446	86.76	0.78
		4	38,000	253.33	0.05	しんぎんサポート	21	99,725	84.71	0.05				
		2	14,000	12.96	0.02	税理士連携TAG	2	14,000	14.29	0.01				
-	-	-	-	-		* 環境保全	56	263,355	75.90	0.13				
-	-	-	-	-		* パートナー	5	35,543	52.79	0.02				
-	-	-	-	-		* 長期安定	9	48,041	50.90	0.02				
-	-	-	-	-		* 危機関連(コロナ)	0	0	*	0.00	2	4,971	*	0.29
-	-	-	-	-		* 全国緊急	3	132,990	90.35	0.06				
-	-	-	-	-		* 安定特別	2	31,583	99.62	0.02				
145	2,271,594	2,088	32,288,189	89.92	42.53	【 協会制度計 】	4,927	58,440,718	88.37	27.92	24	173,833	45.06	10.05
3	23,400	57	277,100	92.21	0.36	県バックアップ・創業	251	802,482	105.89	0.38	8	57,970	525.23	3.35
1	10,000	9	134,800	118.25	0.18	県バックアップ・一般	43	353,477	126.85	0.17				
-	-	-	-	-		* 県バックアップ・創業等	2	3,103	38.61	0.00				
35	166,300	207	823,550	180.87	1.08	県 小 口	576	1,344,635	126.87	0.64	5	11,834	187.96	0.68
						県小口(商工推薦)	1	64	10.00	0.00				
22	157,988	160	1,238,915	101.06	1.63	県 経 営 安 定	847	3,798,705	76.94	1.81	11	125,269	213.43	7.25
12	108,750	208	1,582,110	106.13	2.08	県経営安定(短期)	108	966,429	128.75	0.46	2	21,977	*	1.27
2	54,000	24	385,900	70.12	0.51	県経営安定(長期設備)	206	2,927,032	90.72	1.40				
18	151,000	160	985,110	86.84	1.30	県 地 域 産 業 支 援	627	2,506,925	93.56	1.20	5	4,299	*	0.25
3	53,300	12	225,644	130.28	0.30	県事業性評価(経安・地域)	49	757,996	109.80	0.36				
7	40,800	150	1,287,750	85.53	1.70	県タンカツGO(経安)	148	1,276,930	89.43	0.61				
-	-	-	-	-		* 県経営安定・タンカツW	0	0	*	0.00	1	4,118	*	0.24
						県緊急支援(倒産)	0	0	*	0.00				
13	244,100	239	2,788,656	34.33	3.67	* 県緊急支援(コロナ)	2,036	23,730,480	82.92	11.34	34	479,922	157.23	27.76
-	-	-	-	-		* 県緊急支援(原油)	7	94,702	81.10	0.05				
-	-	-	-	-		* 県緊急支援(韓国)	6	34,961	68.39	0.02				
-	-	-	-	-		* 県緊急支援(熊本)	3	48,059	50.64	0.02				
						県 組 合 振 興	0	0	*	0.00				
-	-	-	-	-		* 県経営力強化	8	110,026	65.89	0.05				
		1	29,000	17.26	0.04	県 地 方 創 生	34	1,052,535	89.06	0.50				
						県 事 業 承 継	3	20,988	81.83	0.01				
183	3,955,931	1,497	30,343,510	492.31	39.97	県 伴 走 特 別	1,573	32,590,340	872.93	15.57				
-	-	-	-	-		* 県危機関連(コロナ)	107	3,006,457	81.36	1.44	5	186,529	*	10.79
-	-	-	-	-		* 県 コ ロ ナ	6,018	64,450,342	64.70	30.79	77	578,122	175.54	33.44



(単位:千円、%)

保証承諾						制 度	保証債務残高				代位弁済			
当月中		当年度中					件数	金額	前年比	構成比	当年度中			
件数	金額	件数	金額	前年比	構成比						件数	金額	前年比	構成比
-	-	-	-	-		* 県 所 得 向 上	45	132,613	74.80	0.06				
-	-	-	-	-		* 県 緊 急	20	152,928	68.99	0.07	2	6,113	22.49	0.35
-	-	-	-	-		* 県 ビ ジ ョ ン	1	300	14.03	0.00				
299	4,965,569	2,724	40,102,045	186.27	52.82	【 県 制 度 計 】	12,719	140,162,509	91.30	66.96	150	1,476,153	191.81	85.38
2	9,465	47	297,755	94.52	0.39	長 創 業	228	906,304	121.09	0.43	2	13,516	228.40	0.78
-	-	-	-	-		* 長 支 援 創 業	2	1,340	36.43	0.00				
		10	31,600	204.13	0.04	長 小	50	59,756	80.53	0.03				
		4	30,000	51.72	0.04	長 短 期	2	18,000	112.50	0.01				
						長 経 営 安 定	10	25,515	52.74	0.01				
		4	25,400	57.21	0.03	長 タ ン カ ツ G O	3	21,500	51.93	0.01				
3	9,530	4	12,310	271.15	0.02	長 崎 エ コ 資 金	14	18,587	94.05	0.01				
		1	20,000	*	0.03	長 い き い き 企 業 者 支 援	1	20,000	#	0.01				
						長 い き い き 環 境 整 備	0	0	*	0.00				
						長 倒 産	0	0	*	0.00				
						長 災 害 復 旧	0	0	*	0.00				
-	-	-	-	-		* 長 危 機 関 連 (コ ロ ナ)	1	424	74.65	0.00				
-	-	-	-	-		* 長 災 害 復 旧 (コ ロ ナ)	4	9,422	74.20	0.00				
		2	9,500	37.25	0.01	佐 世 保 創 業	26	91,685	90.75	0.04				
5	12,900	54	251,185	149.83	0.33	佐 世 保 支 援 創 業	198	743,251	101.56	0.36	3	16,869	*	0.98
19	99,900	137	644,250	109.75	0.85	佐 世 保 小 口	487	1,457,848	101.89	0.70	1	1,220	11.35	0.07
						佐 世 保 緊 急	27	213,520	71.94	0.10	1	4,336	27.97	0.25
-	-	-	-	-		* 佐 世 保 緊 急 H 2 1 特 例	7	39,468	94.31	0.02				
5	34,800	63	469,660	133.17	0.62	佐 世 保 合 理 化	189	953,487	112.94	0.46	5	25,892	1,079.73	1.50
						佐 世 保 エ コ	1	1,258	72.89	0.00				
						佐 世 保 D X	0	0	*	0.00				
						佐 世 保 危 機 対 策	0	0	*	0.00				
						佐 世 保 承 継	1	11,817	56.28	0.01				
2	11,500	25	133,500	183.13	0.18	諫 早 創 業	100	286,572	133.40	0.14	1	1,916	9.20	0.11
3	24,000	64	357,490	72.65	0.47	諫 早	351	1,250,212	87.92	0.60				
-	-	-	-	-		* 諫 早 ・ コ ロ ナ	137	1,250,912	67.38	0.60				
2	7,000	19	76,390	72.89	0.10	大 村 創 業	102	297,243	102.17	0.14	1	1,184	92.61	0.07
3	8,600	50	214,010	77.16	0.28	大 村	217	523,949	88.27	0.25	2	10,174	119.32	0.59
						大 村 災 害	0	0	*	0.00				
-	-	-	-	-		* 大 村 ・ コ ロ ナ	44	390,411	70.59	0.19				
		1	4,000	48.78	0.01	平 戸 創 業	10	18,468	78.59	0.01				



(単位:千円、%)

保証承諾						制 度	保証債務残高				代位弁済			
当月中		当年度中									当年度中			
件数	金額	件数	金額	前年比	構成比		件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
5	24,300	46	228,970	76.05	0.30	平 戸	146	600,187	96.37	0.29				
		3	3,450	*	0.00	対 馬 創 業	9	15,800	91.61	0.01				
						対 馬 業 容 拡 大	3	6,405	81.32	0.00				
		1	3,000	68.18	0.00	対 馬	3	7,097	100.17	0.00				
						沓 岐 創 業	4	11,224	55.88	0.01				
						沓 岐	0	0	*	0.00				
		2	7,510	48.14	0.01	五 島 創 業	15	35,024	99.06	0.02				
		1	3,280	29.44	0.00	五 島 業 容 拡 大	4	6,281	47.32	0.00				
5	21,136	79	333,648	115.37	0.44	五 島	227	660,479	121.51	0.32				
1	4,000	13	37,790	135.64	0.05	島 原	30	53,357	116.23	0.03				
						松 浦	5	3,303	55.50	0.00				
2	7,090	43	203,350	223.34	0.27	西 海	134	405,601	112.71	0.19				
						雲 仙	1	196	42.79	0.00				
		1	2,800	*	0.00	南 島 原 創 業	2	4,355	203.60	0.00				
57	274,221	674	3,400,848	103.49	4.48	【 市 制 度 計 】	2,795	10,420,257	94.06	4.98	16	75,106	55.62	4.34
						長 与 創 業	3	3,349	77.94	0.00				
		7	16,100	76.30	0.02	長 与	15	28,968	145.66	0.01				
						東 彼 杵 創 業	3	3,196	72.31	0.00				
		2	8,000	38.10	0.01	東 彼 杵	18	25,628	75.78	0.01				
		1	5,000	*	0.01	川 棚 創 業	7	13,865	99.60	0.01	1	2,114	49.85	0.12
		20	54,540	166.28	0.07	川 棚	38	90,559	149.29	0.04				
1	3,000	3	13,000	*	0.02	波 佐 見 創 業	11	28,499	140.49	0.01				
		5	16,610	138.42	0.02	波 佐 見	32	52,936	86.12	0.03	1	1,708	*	0.10
						佐 々 創 業	4	6,281	79.98	0.00				
1	5,000	6	17,600	87.13	0.02	佐 々	24	36,300	92.52	0.02				
2	8,000	44	130,850	114.38	0.17	【 町 制 度 計 】	155	289,581	108.93	0.14	2	3,822	90.12	0.22
503	7,519,384	5,530	75,921,932	124.79	100.00	合 計	20,596	209,313,065	90.61	100.00	192	1,728,914	133.55	100.00



## 業種別保証・代位弁済状況

(単位:千円、%)

保証承諾						業 種	保証債務残高				代位弁済			
当月中		当年度中									当年度中			
件数	金額	件数	金額	前年比	構成比		件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
17	195,300	167	2,308,411	97.25	3.04	食 料 品 製 造 業	664	8,615,909	88.14	4.12	15	229,748	152.21	13.29
		20	329,280	88.61	0.43	飲料・たばこ・飼料製造業	68	899,610	89.98	0.43	2	35,592	282.27	2.06
5	77,200	23	367,000	113.41	0.48	織 維 工 業	91	1,221,542	103.08	0.58	1	1,780	*	0.10
2	88,000	10	143,917	195.01	0.19	木 材 木 製 品 製 造 業	33	434,192	88.04	0.21				
1	5,500	13	135,800	96.31	0.18	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	49	336,535	86.85	0.16				
		6	170,000	377.78	0.22	パルプ・紙・紙加工品製造業	16	312,161	96.57	0.15				
1	1,090	23	263,195	69.91	0.35	印 刷 ・ 同 関 連 業	99	1,084,544	89.72	0.52				
		3	55,000	423.08	0.07	化 学 工 業	12	86,460	89.38	0.04				
						石油製品・石炭製品製造業	4	66,440	81.29	0.03				
		6	200,000	112.87	0.26	プラスチック製品製造業	23	478,118	103.04	0.23				
		6	79,300	396.50	0.10	ゴ ム 製 品 製 造 業	11	122,202	133.67	0.06				
						なめし革・同製品・毛皮製造	3	6,879	85.82	0.00				
3	63,000	37	601,062	159.72	0.79	窯業・土石製品製造業	137	2,050,668	92.85	0.98				
		2	140,000	350.00	0.18	鉄 鋼 業	13	365,391	92.47	0.17				
		1	10,000	200.00	0.01	非 鉄 金 属 製 造 業	4	23,228	111.47	0.01				
13	285,500	107	2,190,808	159.51	2.89	金 属 製 品 製 造 業	342	5,026,909	88.33	2.40	5	48,503	*	2.81
4	58,000	10	167,000	95.98	0.22	はん用機械器具製造業	50	810,393	76.14	0.39	3	39,448	*	2.28
1	42,000	12	393,000	112.61	0.52	生産用機械器具製造業	40	837,753	89.84	0.40				
		4	47,000	87.04	0.06	業務用機械器具製造業	17	192,672	56.85	0.09				
						電子・デバイス・回路製造業	9	237,216	83.53	0.11				
1	1,000	12	225,500	110.54	0.30	電気機械器具製造業	61	827,669	87.55	0.40				
1	11,000	14	265,400	158.45	0.35	輸送用機械器具製造業	54	1,185,685	83.00	0.57	2	16,203	*	0.94
1	20,000	25	309,728	153.88	0.41	そ の 他 の 製 造 業	113	788,058	90.99	0.38				
50	847,590	501	8,401,401	122.36	11.07	製 造 業 計	1,913	26,010,233	88.80	12.43	28	371,274	146.81	21.47
1	8,000	14	78,380	60.57	0.10	農 林 漁 業	49	359,632	95.89	0.17				
		13	397,700	83.22	0.52	鉱 業	42	1,078,083	82.51	0.52				
141	1,949,500	1,610	23,070,924	122.28	30.39	建 設 業	4,960	51,899,877	90.90	24.80	29	175,471	59.82	10.15
2	21,000	40	434,950	115.86	0.57	情 報 通 信 業	126	1,208,572	82.40	0.58	1	1,476	*	0.09
18	612,000	173	3,972,700	126.48	5.23	運 輸 業	642	12,126,795	91.72	5.79	8	153,002	28,813.94	8.85
47	964,186	553	9,617,343	116.88	12.67	卸 売 業	1,846	25,157,062	86.11	12.02	12	117,432	300.82	6.79
76	1,090,392	830	10,075,167	121.35	13.27	小 売 業	3,142	27,955,313	91.93	13.36	30	359,506	137.86	20.79
22	371,394	239	3,369,639	119.44	4.44	不 動 産 業	1,009	9,003,511	93.47	4.30				
42	471,265	452	4,123,409	145.82	5.43	飲 食 店 ・ 宿 泊 業	2,215	17,174,317	94.00	8.21	46	286,493	142.51	16.57
32	442,869	341	4,514,739	130.37	5.95	医 療 ・ 福 祉 業	1,357	12,989,488	95.38	6.21	10	76,891	138.47	4.45
4	22,700	48	641,023	117.12	0.84	教 育 ・ 学 習 支 援 業	181	1,689,517	93.14	0.81	2	13,174	*	0.76
66	710,488	688	6,970,913	154.26	9.18	サ ー ビ ス 業	2,885	21,001,641	89.96	10.03	26	174,196	104.56	10.08
2	8,000	28	253,644	93.10	0.33	そ の 他	229	1,659,023	85.59	0.79				
503	7,519,384	5,530	75,921,932	124.79	100.00	合 計	20,596	209,313,065	90.61	100.00	192	1,728,914	133.55	100.00

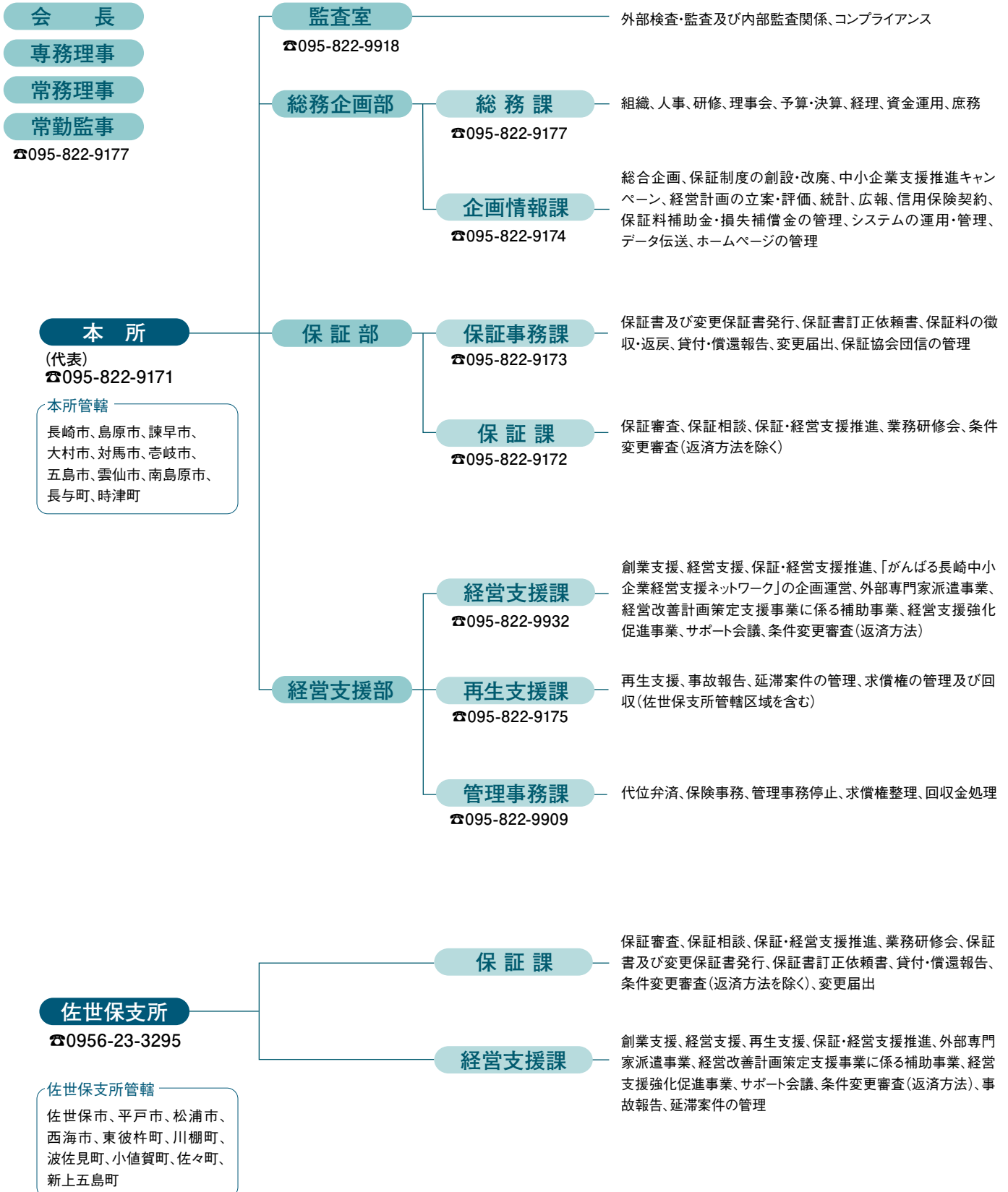
\*前年実績なし



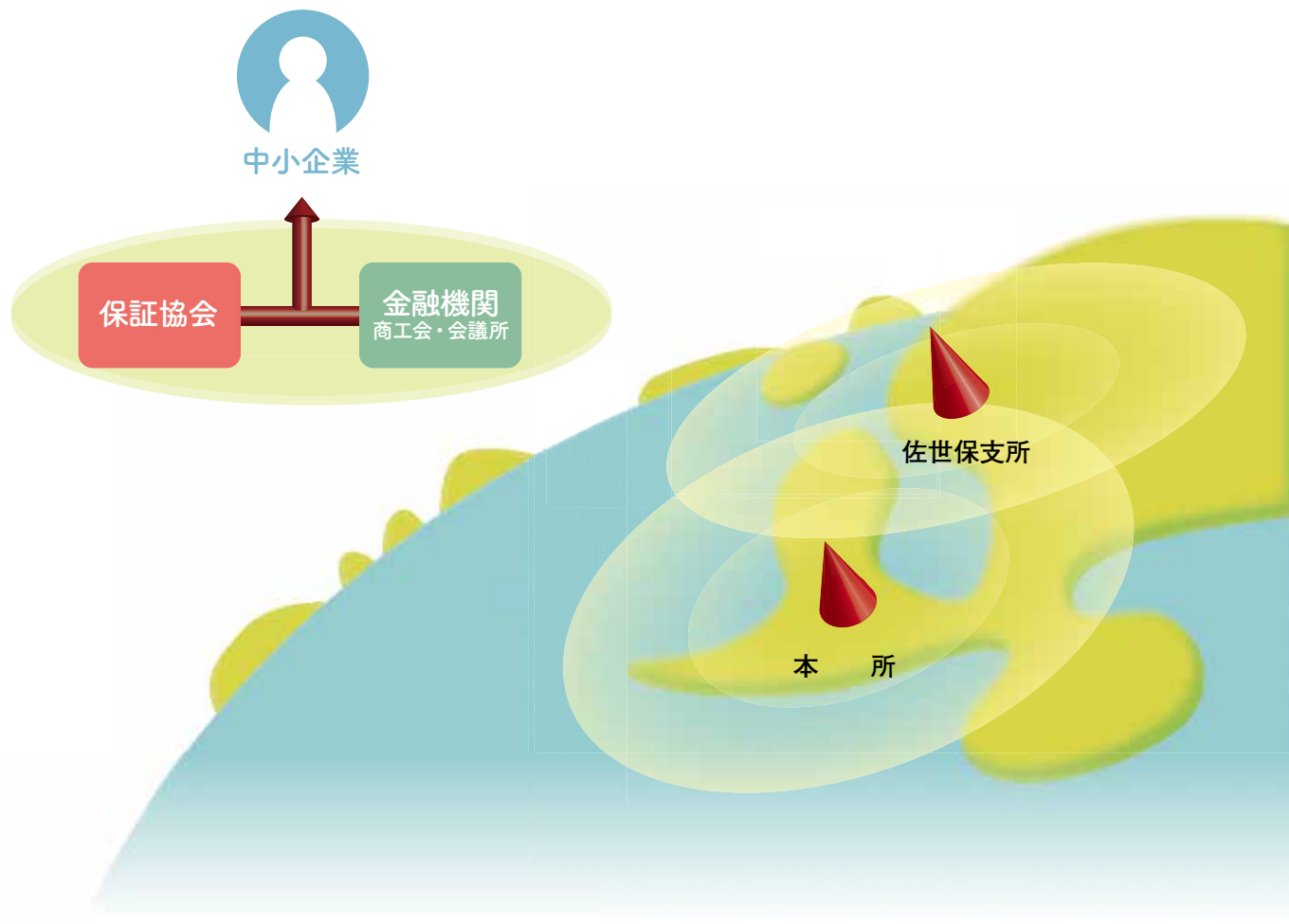


# 組織・事務分掌

令和6年4月1日現在



# 地域の中小企業の発展と 繁栄を積極的に応援!!



中小企業のサポーター

**長崎県信用保証協会**

NAGASAKI GUARANTEE

**本所**

〒850-8547 長崎市桜町4番1号 (長崎商工会館内6F・7F)  
代表TEL 095 (822) 9171  
7F/FAX 095 (824) 1067 6F/FAX 095 (827) 0519

**佐世保支所**

〒857-0053 佐世保市常盤町2番17号  
TEL 0956 (23) 3295 FAX 0956 (25) 5897